

Ⅱ 利用上の注意

1 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時現在の「常住人口」である。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法(常住地方式)による人口をいう。

「常住している者」については、「I 平成22年国勢調査の概要」内の「調査の対象」を参照されたい。

また、日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象となっているが、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む)及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外されている。

面積と人口密度

統計票に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院が公表した「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による。また、境界未定地域については、総務省統計局において面積を推定しているため、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意が必要である。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、平成22年9月30日現在による満年齢を基に集計している。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳に含んでいる。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、10月1日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)を用いて集計している。

つまり10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日まで人も同じX歳として集計している。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加えているものである。

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域である。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきたが、平成7年調査からは基本単位区を基にしている。

人口集中地区を設定した経緯

- 1 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的正確の強い地域が広範囲に含まれるようになった。
- 2 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、

統計の利用に不便が生じてきた。

- 3 昭和 35 年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにした。
- 4 地方交付税の交付額算定基準のひとつとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されている。

〈参考〉

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁、字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成 2 年調査の際に導入した地域単位である。これを表す基本単位区番号は 4 桁の町字コードと 5 桁の基本単位区コードから構成されている。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としている。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としている。基本単位区の区画は街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されている。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- (1) 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- (2) 有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- (3) 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- (4) 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を、「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分している。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のとおりである。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

(昭和 60 年以降の調査)

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被收容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

なお、昭和 60 年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりである。

一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分の対応

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

世帯主・世帯人員

- (1) 世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。
- (2) 世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいう。

区 分	内 容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

※平成 22 年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更されている。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない親族世帯

3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯

主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(3) 母(父)子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

平成22年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯を「母(父)子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章されている。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内 容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区 分	内 容
主 世 帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持 ち 家	居住する住宅がその世帯の所有である場合。 なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
公 営 の 借 家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 等 の 借 家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民 営 の 借 家	その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
給 与 住 宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間 借 り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まない。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分している

区分	内 容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの。 なお、店舗併用住宅であっても、1 建物が 1 住宅であればここには含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。 ※ 建物の回数により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分している。また平成 17 年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合